

平成 28 年 6 月 17 日

「ファンドの分別管理に関するQ & A」の作成について

本協会では、会員（第二種金融商品取引業者）において、顧客資産の分別管理の徹底を図っていただくため、ファンドの分別管理に関する実務上の取扱いについて、当局にも必要な照会を行ったうえ、「ファンドの分別管理に関するQ & A」を取りまとめました。

本Q & Aが、広く御利用いただければ幸いです。

一般社団法人
第二種金融商品取引業協会

以 上

ファンドの分別管理に関するQ & A

平成28年6月14日

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

本Q & Aにおいては、以下の略称を用いています。

- ・「金商法」・・・・・・・・金融商品取引法
- ・「金商業等府令」・・・・金融商品取引業等に関する内閣府令
- ・「定義府令」・・・・・・・・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
- ・「投資勧誘規則」・・・・投資勧誘及び顧客管理等に関する規則（二種業協会規則）
- ・「二種業者」・・・・・・・・金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業の登録を受けた者（同項第1号又は第2号を行うものに限る）
- ・「ファンド」・・・・・・・・金融商品取引法第2条第2項第5号、第6号に掲げる権利（いわゆる集団投資スキーム持分）、又は第7号に掲げる権利（金融商品取引法施行令第16条の7、同第1条の3各号で定める権利に限る）
- ・「出資金等」・・・・・・・・金融商品取引法第2条第2項第5号、第6号に掲げる権利、又は第7号に掲げる権利（金融商品取引法施行令第16条の7、同第1条の3各号で定める権利に限る）に関し出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして金融商品取引法施行令第1条の3各号に掲げるものを含む。）

目次

- Q 1 二種業者は、ファンドの販売勧誘等を行う場合、事前にフ . . . P 1
 ファンドの分別管理の状況を確認する必要がありますか？
- Q 2 二種業者が確認すべきファンドの事業者における分別管 . . . 1
 理を確保するための状況とは、どのような状況を指します
 か？
- Q 3 二種業者が事業者における分別管理を確保するための状 . . . 2
 況を確認する書類として、どのような書類が考えられます
 か？
- Q 4 金商業等府令第 125 条第 2 号口は、ファンドの事業者が出 . . . 3
 資金等を預貯金で管理する場合、「当該金銭であることがそ
 の名義により明らかなものに限る。」と定めていますが、ど
 のような名義で管理すれば良いでしょうか？
- Q 5 当社では、同一の事業者が発行する複数のファンドの私募 . . . 3
 の取扱いを行っていますが、事業者では、ファンドの出資金
 等について、個々のファンドごとに銀行等の預貯金口座を開
 設するのではなく、「出資金管理口座」として一つの預貯金
 口座で、事業者の固有財産と分別して管理しています。
 このような取扱いも認められますか？
- Q 6 当社が取り扱うファンドでは、倒産隔離のために新たに会 . . . 4
 社（以下「SPC」という。）を設立し、SPC と出資者が匿名組
 合契約を締結するスキームを採っています。
 この場合、SPC が管理している財産は、ほとんどがファン
 ドの財産であり、SPC の固有財産とファンド財産を区分経理
 さえしていれば、実際の出資金等を SPC の固有財産と同一の

預貯金口座で管理しても支障はないと思うのですが、このような取扱いも認められるでしょうか？

- Q 7 当社は、ファンドの私募の取扱い（電子申込型電子募集取扱業務等を除く。）を行う際、特定有価証券等管理行為（定義府令第16条第1項第14号）により、出資金等を預かっています。特定有価証券等管理行為を行うに当たり、注意すべきことはあるでしょうか？ . . . 4
- Q 8 第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業の両方を登録している金融商品取引業者は、ファンドの私募の取扱いを行うに当たり、顧客から出資金の預託を受ける場合、どのように分別管理したらよいでしょうか？ . . . 5
- Q 9 ファンドの事業者による出資金等の分別管理について、投資家からの出資金を主として有価証券・デリバティブ取引に対する投資として運用するファンドと、それ以外のファンドでは、求められる違いはありますか？ . . . 6
- Q 10 ファンドの勧誘に当たり、当該ファンドの分別管理状況に関して、顧客に説明すべき事項はあるでしょうか？ . . . 6
- Q 11 当社では、過去に販売したAファンドと同一の事業者が運用する同様のスキームのBファンドを同一顧客に販売する予定です。分別管理に関して、留意すべき事項はあるでしょうか？ . . . 8
- Q 12 当社が事業者の顧客出資金の分別管理の状況を確認したところ、ファンドの出資契約書の記載・定めに反し、事業者の固有財産を管理する銀行の預金口座で顧客出資金を管理していることが判明しました。どうすればよいでしょうか？ . . . 8

Q 1 二種業者は、ファンドの販売勧誘等を行う場合、事前にファンドの分別管理の状況を確認する必要がありますか？

A 金商法では、二種業者は、ファンドの事業者（当該事業に係る業務を執行する者を含む。以下同じ。）において事業者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産とファンド財産とを分別管理することが確保されているものでなければ、ファンドの売買、売買の代理・媒介・取次ぎ、募集・私募、募集・私募の取扱い等を行ってはならない、とされています。

したがって、二種業者は、ファンドの販売勧誘等を行う前に、事業者における分別管理を確保するための状況を確認する必要があります。

なお、本協会の投資勧誘規則及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則において、正会員は、ファンドの自己募集その他の取引等を行うときは、顧客の出資金等が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産と分別して管理されていること、又は管理されていないおそれがないことを確認しなければならないことが定められています。

（参考：金商法第 40 条の 3、投資勧誘規則第 7 条、電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則第 30 条）

Q 2 二種業者が確認すべきファンドの事業者における分別管理を確保するための状況とは、どのような状況を指しますか？

A 二種業者は、ファンドの販売勧誘等を行う前に、ファンドの事業者における分別管理の確保のために、当該事業者の定款、ファンドの規約や出資契約書などにより、次に掲げる分別管理の方法・基準が確保されていることを確認する必要があります。

1. 当該事業者による顧客の出資金等を充てて行われる事業の対象及び業務の方法が明らかにされるとともに、当該事業に係る財産がそれぞれ区分し

て経理され、かつ、それらの内容が投資者の保護を図る上で適切であること。

2. 当該出資金等が、次に掲げる方法により、適切に管理されていること。

- ① 他の金融商品取引業者等への預託（当該他の金融商品取引業者等が有価証券等管理業務として受けるものに限る。）又は外国の法令に準拠し、外国において有価証券等管理業務を行う者への預託
- ② 銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務を行う者への預金又は貯金（当該出資金等であることがその名義により明らかなものに限る。）
- ③ 信託業務を営む金融機関又は外国の法令に準拠し、外国において信託業務を行う者への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの（当該出資金等であることがその名義により明らかなものに限る。）

（参考：金商業等府令第 125 条）

Q 3 二種業者が事業者における分別管理を確保するための状況を確認する書類として、どのような書類が考えられますか？

A 金商業等府令第 125 条柱書の「事業者の定款（当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む。）」（以下「定款等」といいます。）とは、事業者の定款、ファンドの規約や出資契約書などが考えられます。

なお、出資者に交付する金商法第 37 条の 3 第 1 項に基づく契約締結前交付書面（以下「前書面」といいます。）は、二種業者が作成して顧客に交付する説明書類であり、事業者が作成する定款やファンドの規約、事業者と顧客が締結する出資契約書などとは異なり、事業者を拘束するものではないため、金商業等府令第 125 条柱書の定款等には該当しないと考えられます。

Q 4 金商業等府令第 125 条第 2 号口は、ファンドの事業者が出資金等を預貯金で管理する場合、「当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。」と定めていますが、どのような名義で管理すれば良いでしょうか？

A 金商業等府令第 125 条第 2 号口は、ファンドの出資金等を銀行等の預貯金口座で管理する場合、出資金等の管理口座であることが当該口座名義により明らかとなることを求めています。

具体的には、事業者がファンドの出資金等を管理するために開設した預貯金口座について、当該預貯金の口座名義が「株式会社〇〇 〇〇匿名組合口」、「営業者合同会社△△ △△ファンド口」等、出資金等の管理口座であることが一見して分かる名義であることが必要となります。

Q 5 当社では、同一の事業者が発行する複数のファンドの私募の取扱いを行っていますが、事業者では、ファンドの出資金等について、個々のファンドごとに銀行等の預貯金口座を開設するのではなく、「出資金管理口座」として一つの預貯金口座で、事業者の固有財産と分別して管理しています。このような取扱いも認められますか？

A 事業者において、同一の事業者が発行する複数のファンドの出資金等に関して、出資対象事業が同一のものである場合には、ファンドごとではなく、一つの預貯金口座で管理することも認められますが、出資対象事業が異なる場合には、出資対象事業ごとに口座管理を行うことが求められます。

したがって、一つの出資対象事業のみを行う事業者においては、出資金等の管理口座は「株式会社〇〇〇〇 出資金口」等の一つの口座で管理することが認められます。他方、同一の事業者が、例えば、太陽光発電事業に投資するファンドと風力発電事業に投資するファンドを運用するなど、異なる複数の事業を行う場合、「合同会社▲▲ 太陽光発電ファンド顧客口」、「合同会社▲▲

風力発電ファンド顧客口」等、ファンドの出資対象事業ごとの口座で管理する必要があります。

なお、事業者は、出資金等を一つの預貯金口座で管理する場合であっても、ファンドごとに区分して経理しなければなりません（金商業等府令第125条第1号）。

Q6 当社が取り扱うファンドでは、倒産隔離のために新たに会社（以下「SPC」という。）を設立し、SPCと出資者が匿名組合契約を締結するスキームを採っています。

この場合、SPCが管理している財産は、ほとんどがファンドの財産であり、SPCの固有財産とファンド財産を区分経理さえしていれば、実際の出資金等をSPCの固有財産と同一の預貯金口座で管理しても支障はないと思うのですが、このような取扱いも認められるでしょうか？

A SPCが事業者となる場合であっても、当該事業者への報酬やSPCの役職員（又は職務執行者）への給与・報酬等、事業者の固有の収益・費用は発生すると考えられます。

したがって、事業者がSPCの場合であっても、ファンドの出資金等は、SPCの固有財産とは分別して管理する必要があることから、SPCの固有財産とファンド財産の区分経理を行うだけでは足りず、SPCの固有財産を管理する口座とは別に出資金等の管理口座を設け（出資金等の管理口座であることが一見して分かる名義であることが必要となります）、当該口座で管理する必要があります。

Q7 当社は、ファンドの私募の取扱い（電子申込型電子募集取扱業務等を除く。）を行う際、特定有価証券等管理行為（定義府令第16条第1項第14号）により、出資金等を預かっています。特定有価証券等管理行為を行うに当たり、注意すべきことはあるでしょうか？

A 定義府令第 16 条第 1 項第 14 号に定める特定有価証券等管理行為を行うには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 第二種金融商品取引業を行う法人であって、資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以上であること。
- ② 金商法第 42 条の 4 に規定する方法に準ずる方法により、顧客から預託を受けた出資金等と自己の固有財産とを分別して管理すること。

なお、電子申込型電子募集取扱業務等により特定有価証券等管理行為を行う場合は、定義府令第 16 条第 1 項第 14 号の 2 に定める分別金信託の要件を満たす必要があります。

(参考：定義府令第 16 条第 1 項第 14 号、金商法第 42 条の 4、金商業等府令第 125 条第 2 号イ～ハ、第 132 条第 1 項)

Q 8 第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業の両方を登録している金融商品取引業者は、ファンドの私募の取扱いを行うに当たり、顧客から出資金の預託を受ける場合、どのように分別管理したらよいのでしょうか？

A 第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業の両方の登録を受けている金融商品取引業者は、ファンドの私募の取扱いを行う場合、第一種金融商品取引業の業務（有価証券等管理業務）若しくは特定有価証券等管理行為として、顧客から出資金の預託を受けることが出来ます。いずれの場合であっても、当該業者は、法令が求める分別管理を実施する必要があります。

(参考：金商法第 2 条第 8 項第 16 号、第 28 条第 5 項、第 43 条の 2、定義府令第 16 条第 1 項第 14 号及び第 14 号の 2)

Q9 ファンドの事業者による出資金等の分別管理について、投資家からの出資金を主として有価証券・デリバティブ取引に対する投資として運用するファンドと、それ以外のファンドでは、求められる違いはありますか？

A ファンドの事業者による出資金等の分別管理について、投資家からの出資金等を主として有価証券・デリバティブ取引に対する投資として運用するファンドと、それ以外のファンド（事業型ファンド）とで違いはなく^(注)、事業者は、金商業等府令第125条各号の要件を満たす形で自己の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産とファンド財産を分別管理する必要があります。

(注) 投資家からの出資金等を主として有価証券・デリバティブ取引に対する投資として運用するファンドの事業者は、金商法第28条第4項に規定する投資運用業に該当する行為を業として行うことになるため、金商法第29条に基づき金融商品取引業（投資運用業）の登録が必要となり、金融商品取引業者は、その行う投資運用業に関して、同法第42条の4に基づき、運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理する義務が課せられています。

(参考：金商法第28条、第29条、第40条の3、第42条の4、金商業等府令第125条、第132条第1項)

Q10 ファンドの勧誘に当たり、当該ファンドの分別管理状況に関して、顧客に説明すべき事項はあるでしょうか？

A 二種業者が、金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、前書面を交付しなければなりません。

二種業者が勧誘・販売するファンドの前書面では、ファンドの分別管理に関する情報として、「法第40条の3に規定する管理の方法」を記載しなければなりません（金商業等府令第87条第1項第2号リ）。

また、二種業者が勧誘・販売するファンドが事業型ファンドの場合、上記記載に加えて、次の事項を記載しなければなりません（金商業等府令第92条の2第1項第1号、第2号）。

① 事業型出資対象事業持分に関する次のイからハまでに掲げる出資金等の管理の方法の区分に応じ当該イからハまでに定める事項

イ 金商業等府令第125条第2号イに掲げる方法 次に掲げる事項

- (1) 預託先の商号又は名称
- (2) 預託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
- (3) 預託の名義
- (4) 預託の口座番号その他の当該預託を特定するために必要な事項

ロ 金商業等府令第125条第2号ロに掲げる方法 次に掲げる事項

- (1) 預金又は貯金の口座のある銀行等（銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務を行う者をいう。）の商号又は名称
- (2) 預金又は貯金の口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
- (3) 預金又は貯金の名義
- (4) 預金又は貯金の口座番号その他の当該預金又は貯金を特定するために必要な事項

ハ 金商業等府令第125条第2号ハに掲げる方法 次に掲げる事項

- (1) 金銭信託の受託者の商号又は名称
- (2) 金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
- (3) 金銭信託の名義
- (4) 金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項

② 金商法第40条の3に規定する管理の実施状況及び当該金融商品取引業者等が当該実施状況の確認を行った方法

なお、「金融商品取引業者等が当該実施状況の確認を行った方法」には、確認を行った時期も記載する必要があります。

(参考：金商業等府令第 87 条第 1 項第 2 号リ、第 92 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号、平成 22 年金商法改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」番号 91)

Q11 当社では、過去に販売した A ファンドと同一の事業者が運用する同様のスキームの B ファンドを同一顧客に販売する予定です。分別管理に関して、留意すべき事項はあるでしょうか？

A 二種業者は、同一の事業者による同様のスキームのファンドを新たに販売する場合であっても、その都度、ファンドの販売勧誘等を行う前に事業者の分別管理を確保するための状況の確認が求められます。

また、二種業者は、同種・同様のファンドの販売に当たっても、顧客に対する前書面の交付が求められます（過去 1 年以内に同前書面を交付している場合等を除きます）。

(参考：Q 1、Q10、投資勧誘規則第 8 条、金商業等府令第 80 条)

Q12 当社が事業者の顧客出資金の分別管理の状況を確認したところ、ファンドの出資契約書の記載・定めに反し、事業者の固有財産を管理する銀行の預金口座で顧客出資金を管理していることが判明しました。どうすればよいでしょうか？

A 事業者は、定款や規約、契約書において、金商業等府令第 125 条各号の要件を満たす分別管理を行うことを定め、当該要件を遵守しなければなりません。

ご質問のケースでは、事業者が自身の固有財産を管理する預金口座で出資金等を管理していることから、金商業等府令第 125 条第 2 号の要件を満たさず、ファンドの出資契約書等の定めに反した状況にあります。

したがって、貴社は、事業者に対し、当該ファンドについて、出資契約書等に定めた分別管理を遵守・徹底するよう求めるとともに、当該状況を把握した

後は、分別管理の状況について出資契約書の定めに反した状況が解消されない限り、当該事業者に係るファンドの募集・私募の取扱い等を行ってはなりません。

ご質問のケースでは、例えば、事業者に対して、新たにファンドの出資金管理口座が名義上明らかな預金口座を開設し、当該預金口座に資金を移すとともに、事業者の固有財産とファンドに係る財産をそれぞれ区分して経理する対応を求めることが考えられます（この場合、変更後のファンドの資金管理口座を顧客に周知する必要があります）。

また、二種業者は、出資金等が出資対象事業以外の事業に充てられたり、流用が行われていることを知りながら、ファンドの募集・私募、募集・私募の取扱い等を行うことを禁止されています。

（参考：金商法第40条の3、同法第40条の3の2）

以 上